

○11月の第5回日ASEAN防衛担当大臣会合にて、日ASEAN防衛協力の指針「ビエンチャン・ビジョン」のアップデート版である「ビエンチャン・ビジョン2.0」を発表しました。我が国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要な地域に位置するASEAN諸国には、「ビエンチャン・ビジョン2.0」に基づき、能力構築支援、共同訓練・演習及び防衛装備・技術協力などの協力を推進しています。日米・日豪間ではそれぞれ能力構築支援が重要な取組の1つとなっており、二国間協力に加えて、ADMMプラス等の多国間の枠組での協力も推進しています。（防衛省）

○米国、豪州、英国、フランス、インド、シンガポール等との間で、海洋安全保障問題や海上法執行能力向上支援等に関して、意見交換を実施しました。（外務省）

○海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員の派遣については、「**第3部1(2)ア**」(p.39)に記載しています。

(3) 国際的な海洋秩序の強化

ア 「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化

○ADMM プラスや WPNS をはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んでいます。（防衛省）

○令和元年（2019年）4月のG7ディナール外相会合の際に公表された共同コミュニケ（共同声明）において、東シナ海及び南シナ海における状況への深刻な懸念を表明するとともに、ルールに基づく海洋秩序の維持や海賊行為などの海上における違法活動との闘い、海洋状況把握（MDA）を含む包括的な能力構築支援などを通じた地域の海洋安全保障に対する支援などへのコミットメントを表明しました。（外務省）



第26回ASEAN地域フォーラム（ARF）閣僚会合 提供：外務省

○8月のASEAN地域フォーラム（ARF）では、河野外務大臣から、関係国は、紛争の平和的解決に取り組み、係争中の地形の非軍事化を貫徹すべきであり、この関

連で、平和で開かれた南シナ海につながる南シナ海行動規範（COC）の妥結に期待する旨を発言しました。また、悪化する現場の状況に対する深刻な懸念及びこれまで ASEAN が謳（うた）ってきた基本原則を強調する力強いメッセージを ARF から発信する必要があると主張しました。（外務省）

○11 月の第 6 回 ADMM プラスでは、河野防衛大臣は、南シナ海問題に言及し、あらゆる一方的な現状変更の試みや他国に対する威圧に対し強く反対し、係争中の地形の非軍事化と国連海洋法条約（UNCLOS）に従った紛争の平和的解決を強く要請する旨を述べました。また、COC が UNCLOS を含む国際法に合致した実効的で実質的な内容となることを強く期待する旨を述べ、それが全ての関係者の正当な権利や利益を侵害してはならないとの立場を表明しました。（防衛省）



第 6 回 ADMM プラス

○11 月の東アジア首脳会議（EAS）では、安倍内閣総理大臣は海洋に関して、以下の 4 点について述べました。（外務省）

- ・地域の平和と繁栄は挑戦を受けており、EAS 参加国と深刻な懸念を共有する。
- ・日本は、あらゆる一方的な現状変更の試みや他国に対する威圧に強く反対し、係争中の地形の非軍事化と UNCLOS に従った紛争の平和的解決を強く要請する。
- ・COC が実効的で実質的な内容となることを強く期待する。国際法に合致し、全てのステークホルダーの正当な権利や利益を侵害してはならない。
- ・「法的・外交的プロセスの完全な尊重」や「航行及び上空飛行の自由」、「非軍事化及び自製の重要性」といった ASEAN が掲げる基本原則を完全に支持する。

○国際連合関係機関には、次の日本人ポストを確保、在任させています。（外務省、国土交通省）

- ・国際海洋法裁判所の裁判官
- ・大陸棚限界委員会の委員
- ・国際海底機構（ISA）理事会の補助機関である法律技術委員会及び財政委員会の各委員
- ・国際海事機関（IMO）の海洋環境部長
- ・このほか主要委員会である海洋環境保護委員会（MEPC）や船舶設備小委員会（SSE）等において日本が議長を務めています。また、IMO 事務局に 5 名の日本人職員（ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー等を含む）が勤務しています。

- 日本が作成を主導した ReCAAP に基づき設立された ISC に、事務局長及び事務局長補を継続して派遣しています。（外務省）
- 10 月、第 6 回海洋法に関する国際シンポジウムを笹川平和財団海洋政策研究所と共催しました。（外務省）



第 6 回「海洋法に関する国際シンポジウム」で歓迎の挨拶を行う鈴木外務副大臣
提供：外務省

- 令和 2 年（2020 年）3 月、「海洋法及び海洋ガバナンスに関するラウンドテーブル会合」を神戸大学及び東京海洋大学と共催しました。（外務省）
- 平成 27 年（2015 年）10 月に、法とルールが支配する海洋秩序強化の重要性について各国との認識の共有を図るため、アジア諸国の海上保安機関の若手幹部職員を対象に、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策プログラムを開講しています。令和元年（2019 年）度は、新たにタイから海上保安機関職員が参加しており、アジア諸国との連携をより一層強化しています。これまでにインドネシア 3 名、マレーシア 9 名、フィリピン 6 名、スリランカ 3 名、ベトナム 3 名、インド 1 名及び日本 7 名の各国海上保安機関職員計 32 名（平成 30 年（2018 年）度末より 9 名増加）が同プログラムを修了しました。（国土交通省）
- 研修実施体制の強化を図るため、海上保安大学校の施設を改修しました。（国土交通省）

イ 戦略的な情報発信の強化

- インド太平洋地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、この地域をいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす「国際公共財」とすべく、我が国は、「自由で開かれたインド太平洋」の推進に向けて、次の 3 本柱の取組を進めており、国際的な場で首脳・閣僚レベルを含めたあらゆるレベルで積極的に発信しています。（外務省）
 - ・法の支配、航行の自由、自由貿易などの普及・定着
 - ・国際スタンダードにのっとった「質の高いインフラ」整備等を通じた連結性の強化などによる経済的繁栄の追求
 - ・海上法執行能力の向上支援などを含む平和と安定のための取組
- 日本海は国際的に確立した唯一の呼称である事実を韓国政府や第三国に対して継

続して発信しました。また、国際会議等における韓国による主張に対し、その都度反論を行いました。（外務省）

ウ 政府間の国際連携の強化

○安全保障・防衛分野における多国間の協力強化については、「第3部1（3）ア」（p.43）に記載しています。

○9月に第20回北太平洋海上保安フォーラムサミットがロシア（ウラジオストク）で開催されました。会合では、参加6か国（日本、カナダ、中国、韓国、ロシア、米国）が連携して実施する取組に関して、今後の活動の方向性について議論が行われたほか、海上での犯罪取締りに関する情報交換も行われ、北太平洋の治安の維持と安全の確保における多国間での連携・協力の推進が確認されました。（国土交通省）



第20回北太平洋海上保安フォーラム

○10月の開催された第15回アジア海上保安機関長官級会合については、「第3部1（2）ウ」（p.42）に記載しています。（国土交通省）

○11月に第2回世界海上保安機関長官級会合を東京で日本財団と共催で開催しました。会合には世界75か国から84の海上保安機関及び関係機関が参加し、各国の海上保安機関等が互いに情報を共有するための手法や海上保安国際人材の育成について議論しました（関連：「第2回世界海上保安機関長官級会合を開催」（p.7）参照）。（国土交通省）

○米国が平成15年（2003年）5月に発表した「拡散に対する安全保障構想（PSI）」に基づき、大量破壊兵器などの拡散阻止に関する政策上・法制上の課題検討のための会合や、拡散阻止能力の向上のためのPSI訓練などの取組が行われています。日本はこれまで、各種会合や訓練に関係機関職員や艦艇・航空機等のアセットを派遣しており、7月に韓国で行われたPSI訓練「Eastern Endeavor 19」、9月に豪州で行われたオペレーション専門家会合等に参加し、各国とともに拡散阻止能力の向上や連携強化、PSIの取組への理解促進を図りました。（警察庁、外務省、財務省、国土交通省、防衛省）